

### III. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

ただし、この発生段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

なぜならば、新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあるからである。

なお、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、また岡山県域における発生段階の移行については岡山県が判断することとなる。市は、これらに基づき、必要な対策を具体的に実施することとする。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、国が定めるガイドライン等をもとに対応を行うとともに、必要に応じて、別途定める。

未発生期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等が発生していない状態。</li> <li>・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。</li> </ul>
<b>目的 :</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 発生に備えて体制の整備を行う。</li> <li>2) 国や岡山県との連携の下、情報収集に努める。</li> </ol>
<b>対策の考え方 :</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からぬことから、平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ、国や岡山県との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</li> <li>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</li> </ol>

## (1) 実施体制

### (1)-1 行動計画等の作成

市は、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画及び各部署における業務継続計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。(保健福祉局 全局区室)

### (1)-2 体制の整備及び岡山県等との連携強化

- ① 市は、市における取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ等対策関係課長会議、また、必要に応じて、新型インフルエンザ等対策関係局長会議<sup>18</sup>を開催し、初動対応体制の確立や発生時に備えた業務継続計画に基づく対策の実施準備を進める。(保健福祉局 関係局区室)
- ② 市は、国及び岡山県や関係機関・団体等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する<sup>19</sup>。(保健福祉局 全局区室)

<sup>18</sup> 本計画を根拠に隨時、臨機に、開催

<sup>19</sup> 特措法第12条

- ③ 市は、行動計画に従い、岡山県が行う新型インフルエンザ等対策に携わる医療機関の役割分担や連携体制の構築に協力する。(保健福祉局)
- ④ 市は、行動計画に従い、新型インフルエンザ等対策に関わる医療機関、学校、福祉施設、地域団体等の役割分担や連携体制の構築を図る。(保健福祉局 関係局区室)
- ⑤ 市は、倉敷市とともに保健所設置市として、岡山県が自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等と連携を進めるための必要な協力を図る。(保健福祉局 消防局)

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

- ① 市は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。(保健福祉局 関係局区室)
- ② 市は、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、国の関係省庁等から得られた情報の共有・集約化を図る。(保健福祉局 産業観光局)

### (2)-2 通常のサーベイランス

- ① 市は、保健所設置市として、季節性インフルエンザについて、指定届出機関（22の医療機関）において患者発生の動向を調査し、市内の流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の2の医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。(保健福祉局)
- ② 市は、保健所設置市として、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。(保健福祉局)
- ③ 市は、保健所設置市として、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(保健福祉局 岡山っ子育成局 教育委員会)

## (2)-3 連携体制

- ① 市は、保健所設置市として、新型インフルエンザ等の市内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、専門家の養成や岡山県等との連携等の体制整備を図る。(保健福祉局)

## (3) 情報提供・共有

## (3)-1 情報提供

- ① 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。(保健福祉局 市長公室)
- ② 市は、保健所設置市として、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(保健福祉局 市長公室)

## (3)-2 体制整備等

市は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。(保健福祉局 関係局区室)

- ① 発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体等について検討を行う。
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する（適時適切な情報共有方法の検討等）。
- ③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- ④ 国、岡山県や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- ⑤ 発生時に、市民からの相談に応じるため、コールセンターを設置する準備を進め、岡山県及び県内保健所設置市である倉敷市と共同での設置を協議する。

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 対策実施のための準備

#### (4)-1-1 個人における対策の普及

- ① 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合の具体的な行動について理解促進を図る。(保健福祉局 関係局区室)
- ② 新型インフルエンザ等緊急事態には、基本的対処方針に基づいて、岡山県知事が、必要に応じ、外出自粛や施設の使用制限の指示・要請等の措置を講じることから、市は、国及び岡山県と連携して、これらの措置が円滑におこなわれるよう、あらかじめ市民及び施設関係者等に対する十分な周知広報を行う。(保健福祉局 関係局区室)
- ③ 新型インフルエンザ等緊急事態には、基本的対処方針に基づいて、岡山県知事が、施設の使用制限の指示・要請等の措置を講じることから、市は、勤務等の都合により保護者や家族等が乳幼児・児童に、あるいは要介護者に自宅で付き添えない場合に、一部保育所・事業所などでの必要性が高い者に対しては訪問等や制限の例外措置を実施するなどの対応について、あらかじめ岡山県と検討・協議しておく。(保健福祉局、岡山っ子育成局 教育委員会 関係局区室)

#### (4)-1-2 地域対策・職場対策の周知

市は、保健所設置市として、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。(保健福祉局 関係局区室)

#### (4)-1-3 水際対策

市は、検疫の強化の際に必要となる入国者に対する疫学調査等について、検疫所、岡山県その他関係機関との連携を強化する。(保健福祉局)

### (4)-2 登録事業者の登録に係る周知協力

国が、登録事業者の登録を進めるうえで、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領を作成することから、市は、事業者に対する周知への協力をう。(保健福祉局 関係局区室)

### (4)-3 予防接種体制の構築

## (特定接種)

- ① 市は、特定接種の対象となり得る市職員の具体的な範囲や接種順位に係る考え方を整理し、厚生労働省あてに報告すべき人数、ワクチン配分希望量を把握しておき、速やかに特定接種が実施できるよう、費用支弁も含め、接種体制を構築する。(保健福祉局 総務局)

## (住民接種)

- ① 市は、国及び岡山県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。(保健福祉局)
- ② 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、市外における接種を可能にするよう努める必要があるため、市は、各自治体相互で迅速かつ簡略に実施しうる広域の体制整備を国及び岡山県に対して要望・要請を行う。(保健福祉局)
- ③ 市は、国が示す接種体制の具体的なモデルや技術的な支援に従い、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。(保健福祉局 関係局区室)

## (5) 医療

## (5)-1 医療体制の整備

- ① 市は、保健所設置市として、国から提供される医療体制の確保についての具体的なマニュアル等をもとに、岡山県が設置する医療連携会議等を通じて、岡山県や医療関係者と連携をとりながら、医師会等の関係機関と調整、体制整備を行う。(保健福祉局)
- ② 市は、保健所設置市として、岡山県が二次医療圏等の圏域を単位とし、医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するにあたっての連携及び協力を行う。(保健福祉局 消防局)

- ③ 市は、保健所設置市として、発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行う。(保健福祉局)
- ④ 市は、保健所設置市として、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置を準備し、感染症指定医療機関等に対して入院患者の受入準備を進めるよう要請する。また、一般の医療機関に対しても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。(保健福祉局)

#### (5)-2 国内感染期に備えた医療の確保

市は、保健所設置市として、以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- ① 岡山県や医師会等と連携し、市内の医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどして、その作成支援に努める。(保健福祉局)
- ② 岡山県と連携し、市内の公的医療機関等 ((独) 国立病院機構岡山医療センター、(独) 労働者健康安全機構岡山労災病院、岡山大学病院、川崎医科大学総合医療センター、岡山赤十字病院、岡山済生会総合病院、岡山市立市民病院等) で入院患者を優先的に受け入れる体制整備に努める。(保健福祉局)
- ③ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の市内医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を岡山県と連携しながら把握する。(保健福祉局)
- ④ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて岡山県が検討を行うため、情報を収集する。(保健福祉局)
- ⑤ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする市内医療機関の設定を岡山県と連携しながら検討する。(保健福祉局)

- ⑥ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を岡山県と連携しながら検討する。(関係局区室)
- ⑦ 地域感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、救急隊員等搬送従事者のための個人防護具を確認準備する。(消防局 保健福祉局)
- ⑧ 地域感染期における診療機能維持に関する情報を把握する体制を岡山県と連携して整備する。(保健福祉局)

#### (5)-3 手引き等の策定、研修等

- ① 市は、保健所設置市として、国において策定が行われる新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等について、医療機関に周知する。(保健福祉局)
- ② 市は、保健所設置市として、国及び都道府県等と連携しながら、国内発生を想定した研修や訓練を行う。(保健福祉局 関係局区室)

#### (5)-4 医療資器材の整備

- ① 市は、保健所設置市として、必要となる医療資器材（個人防護具等）をあらかじめ備蓄・整備する。医療機関においても、必要な医療資器材や増床の余地に関して、十分な量を確保するよう要請する。(保健福祉局)

#### (5)-5 検査体制の整備

市は、保健所設置市として、県環境保健センターにおける新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の実施体制整備を支援する。(保健福祉局)

#### (5)-6 医療機関等への情報提供体制の整備

市は、保健所設置市として、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。(保健福祉局)

## (6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

### (6)-1 市民・事業者への呼びかけ

#### (6)-1-1 普及啓発・情報提供

市は、感染症に対する正しい知識の普及を図り、市民一人一人に求められる行動等に関する情報を的確に提供できるよう体制を整え、地域や家庭での感染対策等への理解・協力の必要性について周知する。

特に、新型インフルエンザ等に限らず、誰でも感染症にかかる可能性があるため、感染者に対する偏見や差別は厳に慎まなくてはならないことについて、発生時に市民が混乱しないよう啓発を行う。(保健福祉局 関係局区室)

#### (6)-1-2 社会・経済活動に影響が出た場合の備え

市は、市民に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、地域や家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努める等の事前の準備を呼びかけていく。また、発生時における学校休業、事業者の業務縮小や施設の使用制限が行われる場合への準備として、どのように地域や家庭で役割を分担し、生活を維持してゆくか等について地域や各家庭で検討しておくことを勧める。(保健福祉局 関係局区室)

#### (6)-1-3 業務計画等の策定

市は、市内の事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等の十分な事前の準備を呼びかけていく。

また、新型インフルエンザ等の発生時において、事業継続を支援する観点から、弾力的に運用するとされる法令に関する情報を収集し、周知する。(関係局区室)

### (6)-2 物資供給の要請等

市は、国及び岡山県が行う緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備の要請に協力する。(関係局区室)

### (6)-3 発生時の要援護者への生活支援の体制整備

市は、一人暮らしで家族等も近くにいなため、介護ヘルパー等の介護等がなければ、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来たすおそれがある高齢者、障害者等の要援護者に対する支援のため、地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、岡山県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

また、特措法第45条第2項に基づく保育所、老人福祉施設及び障害者福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限の要請が実施された場合に備え、岡山県及び関係団体等と連携し、一部の保育所等及び短期入所施設を開所する等の仕組みづくりを検討する。（関係局区室）

#### (6)-4 火葬能力等の把握

火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を岡山県と協議しながら整備する。（関係局区室）

#### (6)-5 物資及び資材の備蓄等<sup>20</sup>

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。（保健福祉局　関係局区室）

---

<sup>20</sup> 特措法第10条

### 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

#### 目的 :

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。

#### 対策の考え方 :

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 国や岡山県を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 国内発生した場合には早期に発見できるよう、国の体制強化にあわせて市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- 5) 国が検疫等により、国内発生をできるだけ遅らせるよう努めることから、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種、パンデミックワクチンの接種準備等、国内発生に備えた体制整備を急ぐ。

### (1) 実施体制

#### (1)-1 体制強化等

- ① 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、保健福祉局長が危機管理担当局長及び関係部局と緊急協議を行い、市長に報告するとともに、速やかに新型インフルエンザ等関係課長会議又は必要に応じ、局長級以上の職員が出席する新型インフルエンザ等関係局長会議を開催し、情報の集約・共有・

分析を行うとともに、市の初動対処方針について協議・決定する。(保健福祉局 消防局 関係局区室)

- ② WHO が新型インフルエンザのフェーズ 4 の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表し、政府及び岡山県が対策本部を設置する場合には、市は、病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、国及び岡山県が決定する「基本的対処方針」に従い、国内発生時に備え、対策を総合的に推進するために必要な準備を具体的に検討する。(保健福祉局 全局区室)
- ③ 国及び岡山県は、病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、必要に応じて基本的対処方針を変更することとしており、市はこれを踏まえ基本的対処方針の変更を検討する。(保健福祉局、関係局区室)
- ④ WHO が新型インフルエンザのフェーズ 4 の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表し、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と国が認めた場合には、市は、保健所設置市として、感染症法等に基づく各種対策を実施する。(保健福祉局)
- ⑤ 市は、保健所設置市として、岡山県と連携し、医療機関との連携会議の開催の準備を進める。(保健福祉局)
- ⑥ 市は、健康危機管理地域連絡会議の開催の準備を進める。(保健福祉局 関係局区室)

#### (1)-2 自治体間の連携

市は、国内発生に備え、岡山県とともに県内自治体間での情報共有や連携準備を進める。(保健福祉局 関係局区室)

### (2) サーベイランス・情報収集

#### (2)-1 情報収集

- ① 市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び岡山県等を通じて必要な情報を収集する。(関係局区室)

- ・ 病原体に関する情報
  - ・ 疫学情報（症状、症例定義、致命率等）
  - ・ 治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）
- ② 市は、引き続き、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、関係省庁等の連携の下、得られた情報の共有・集約化を図る。（保健福祉局 産業観光局）
- (2)-2 サーベイランスの強化等
- ① 市は、保健所設置市として、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。（保健福祉局 教育委員会）
- ② 市は、保健所設置市として、市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する<sup>21</sup>。（保健福祉局）

#### \* 患者全数把握について

疑似症患者及び確定患者の届出基準（症例定義）については、以下の例を参考に、発生時に明確に定めて国から通知がなされる。

（例）

<当初の基準（＝海外発生期）>

○ 確定患者

- ・ 症状（38度以上の発熱、急性期呼吸器症状等）
- ・ PCR検査等の結果（陽性）

○ 疑似症患者

- ・ 症状（38度以上の発熱、急性期呼吸器症状等を基本とし、海外の情報等から特徴的な症状が明らかな場合は考慮して追加する。）
- ・ まん延国への渡航歴（一定期間内）
- ・ インフルエンザ迅速検査キットの結果（A型が陽性、B型が陰性）

---

<sup>21</sup> 感染症法第12条

<適宜入手される症例等の情報を踏まえた見直し（＝国内発生早期）>

○ 確定患者

原則として変更しない。

○ 疑似症患者

- ・最新の知見を踏まえ、症状の絞り込み
- ・海外発生状況を踏まえ、まん延国への渡航歴の要件の見直し

③ 市は、保健所設置市として、感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）の把握を強化する。  
 （保健福祉局　岡山っ子育成局　教育委員会）

表1：平時のサーベイランス

	患者発生 サーベイランス	入院 サーベイランス	学校 サーベイランス	ウイルス サーベイランス
目的	インフルエンザの患者数を調査することにより、インフルエンザの流行がどの段階（流行入り、ピーク、終息等）にあるかを把握し、その段階に応じた対策を講じる。	インフルエンザによる入院患者数や医療対応を調査することにより、そのシーズンの重症化のパターンを把握し、治療に役立てる。	インフルエンザによる学校休業の実施状況を調査することにより、感染が拡大しやすい集団生活の場において一早く流行のきっかけを捉え、必要な対策を講じる。	インフルエンザウイルスの型・亜型、抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べることにより、病原性などウイルスの性質の変化を把握し、診断・治療方針等に役立てる。
実施方法	インフルエンザ定点医療機関から週単位での報告	基幹定点医療機関から週単位での報告	幼稚園、保育所、小学校、中学校高等学校等から週単位で報告	病原体定点医療関において検体採取し、地衛研で検査し結果を報告
実施・集計時期	通年	通年	流行時（平時は9月～4月を目処） パンデミック時	通年
厚生労働省からの公表	週報（平時は9月～3月を目処）	週報（平時は9月～3月を目処）	週報（平時は9月～3月を目処）	月報

表2：新型インフルエンザ発生時に追加・強化するサーベイランス

	患者全数把握の実施	学校サーベイランス・ウイルスサーベイランス等の強化
目的	全ての新型インフルエンザ患者の発生を把握することにより、国内流行の端緒をつかみ、発生当初の新型インフルエンザの感染拡大を防ぐとともに、早期の患者の臨床情報を把握して、その後の診断・治療等に活用する。	インフルエンザによる学校休業の実施状況を調査することにより、感染が拡大しやすい集団生活の場である学校において一早く新型インフルエンザの流行や再流行のきっかけを捉え、必要な対策を講じる。
強化内容	・全医療機関から全ての患者の届出を実施 ・届出を端緒として臨床情報の把握を実施	報告施設を大学・短大まで拡大するとともに、報告のあった施設から検体の協力を得てPCR検査等を実施
強化時期	海外発生期から国内感染期の初め頃（報告数が全国で数百例に達したら、地域感染期の都道府県では中止）	・海外発生期から国内感染期の初め頃 ・小康期
公表	隨時	隨時

表3：各サーベイランス等における各機関の役割（一例）

サーベイランス機関	全数把握	学校サーベイランス等	ウイルスサーベイランス	積極的疫学調査
学校等	—	教育委員会へ報告 検体採取への協力	検体提供	調査対象が学生等であった場合調査協力
福祉施設等	—	管轄保健所へ報告 検体採取への協力	検体提供	調査対象が入所者等であった場合調査協力
医療機関	診断・届出 検体採取・提供	—	検体採取・提供	調査協力
保健所	内容確認・報告	内容確認・報告 検体採取・搬送	検体回収・搬送	感染症法第15条に基づく調査（患者・接触者・医療機関等）
地衛研	検査実施・分析	検査実施・分析	検査実施・分析	検査実施・分析
都道府県等	報告・分析・情報還元	報告・分析・情報還元	報告・分析・情報還元	報告・分析・情報還元
国立感染症研究所	情報集積・分析・情報還元	情報集積・分析・情報還元	情報集積・分析・情報還元	調査チーム派遣・調査 情報集積・分析・情報還元
厚労省	対策・情報還元	対策・情報還元	対策・情報還元	対策・情報還元

## (3) 情報提供・共有

## (3)-1 情報提供

- ① 市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要となる対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、ホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(関係局区室)
- ② WHO が新型インフルエンザのフェーズ 4 の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表し、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と国が認めた場合には、市は、新型インフルエンザ等が発生した旨及び感染症法等に基づく各種対策の実施に関する国における公表内容を周知広報する<sup>22</sup>。(保健福祉局 関係局区室)
- ③ WHO が新型インフルエンザのフェーズ 4 の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表し、②とは異なり、政府において対策を総合的かつ強力に推進する必要があると国が認めた場合には、国において内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置されることから、市は、当該政府対策本部の名称並びに設置場所及び期間等に関する国の公表内容を周知広報する。(保健福祉局 関係局区室)
- ④ 国において、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き（緊急を要する場合で意見を聴くいとまがない時を除く。）、政府行動計画に基づき、海外発生期の基本的対処方針について協議・決定され、また、都道府県において、都道府県対策本部が設置されることから、市は、国及び岡山県の公示及び公表内容を周知広報する。(保健福祉局 関係局区室)
- ⑤ 国において、病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聞いて、基本的対処方針が変更された場合には、市は、国の公示内容を周知広報する。(保健福祉局 関係局区室)

<sup>22</sup> 感染症法第 44 条の 2 第 1 項、第 44 条の 6 第 1 項

(3)-2 情報共有

- ① 市は、国及び岡山県とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。(保健福祉局)
- ② 市は、岡山県と連携をとりながら、情報共有及び問い合わせ等に対するフィードバックを行う等により、岡山県と連携しつつ、市が設置する医療連携会議等を通じて、医療関係者との直接的な情報共有を行う。(保健福祉局)

(3)-3 コールセンター等の設置

- ① 国が作成し、岡山県から配布されるQ & A等の提供を受けて、市は、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できる市のコールセンター等を岡山県と連携して、設置し、適切な情報提供を行う。(保健福祉局)
- ② 国及び岡山県からの次の情報提供に反映させるため、市は、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を把握し、岡山県へ報告を行う。(保健福祉局)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 市内でのまん延防止対策の準備

- ① 市は、保健所設置市として、国及び岡山県と連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。(保健福祉局)

(4)-2 感染症危険情報の発出等

- ① WHO が新型インフルエンザのフェーズ 4 宣言をした等海外での新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、国が感染症危険情報を発出することから、市は、内容について周知広報を行う。(保健福祉局)

- ② 国及び岡山県が行う海外への渡航者に対する新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起の内容について、市は、周知広報を行う。(保健福祉局 関係局区室)
- ③ 国及び岡山県が事業者に対し、発生国への出張を避ける、また、海外駐在員や海外出張者を速やかに帰国させるなどの要請を行うことから、市は、内容について、周知広報する。(保健福祉局 関係局区室)

#### (4)-3 水際対策

##### (4)-3-1 水際対策の周知

国において実施される検疫の強化、停留実施の場合の集約化、外国人の入国制限、密入国者対策、在外邦人支援などの水際対策の内容について、市は、保健所設置市として周知広報する。(保健福祉局 関係局区室)

##### (4)-3-2 健康監視

検疫所から、市に対して停留しない者の健康監視の依頼がなされた場合には、市は、保健所設置市として、検疫所が徴集した質問票の情報の提供を受けたうえで、発生国又はその一部の地域からの入国者に関する健康監視を実施する。なお、検疫所における健康監視の対象者の範囲についての判断は、患者と同一旅程の同行者、患者の座席周囲の者など、新型インフルエンザ等発生後、病原体の感染力等について得られた知見を踏まえて、行われる。(保健福祉局)

#### (4)-4 予防接種

##### (4)-4-1 予防接種体制

###### (特定接種)

国が特定接種を実施することを決定し、基本的対処方針において、特定接種の具体的運用を定めることから、これに従って、市は、市職員の対象者に対して、本人の同意を得て特定接種を行う。(総務局 保健福祉局)

###### (住民接種)

国及び岡山県と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種について全市民が速やかに接種できるよう、市は、準備を行う。(保健福祉局)

(4)-4-2 情報提供

ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。(保健福祉局)

(5) 医療

(5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義

市は、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義を関係機関に周知する。(保健福祉局)

(5)-2 医療体制の整備

市は、保健所設置市として、患者の発生に備え、関係機関とともに岡山県に協力して、医療体制の整備を図る。(保健福祉局)

- ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。
- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- ③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ④ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を岡山県環境保健センターにおいて、亜型等の同定を行い、必要に応じ、国立感染症研究所に確認を依頼する。
- ⑤ 流行時における患者の移送体制を確保する。

#### (5)-3 帰国者・接触者相談センターの設置

市は、保健所設置市として、倉敷市とともに岡山県と連携協力して、閉庁時間対応等を含め協議を行い、体制の整備を図る。(保健福祉局)

- ① 帰国者・接触者相談センターを設置する。
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。
- ③ 状況に応じて、適切で円滑な対応が行えるように、国が作成するQ & Aを活用し、人員配置、対応時間等を調整し、必要に応じて、岡山県や倉敷市等他市町村との連携対応を検討する。

#### (5)-4 医療機関等への情報提供

市は、保健所設置市として、国が示す新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(保健福祉局)

#### (5)-5 検査体制の整備

市は、保健所設置市として、岡山県環境保健センターにおける新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制の速やかなる整備を支援するとともに、その実施について岡山県と協議、確認を行う。(保健福祉局)

#### (5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

市は、保健所設置市として、岡山県とともに国と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。(保健福祉局)

## (6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

### (6)-1 事業者の対応

- ① 市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。(関係局区室)
- ② 市は、国及び岡山県が行う登録事業者に対する事業継続に向けた必要な準備要請に協力する。(関係局区室)
- ③ 市は、国及び岡山県と連携し、事業継続のための法令の弾力運用について、周知を行うとともに、必要な措置を講じる。(関係局区室)

### (6)-2 遺体の火葬・安置

市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(関係局区室)

### 国内発生早期

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

(地域未発生期)

岡山県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(地域発生早期)

岡山県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

#### 目的 :

- 1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

#### 対策の考え方 :

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われる際には、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国及び岡山県からの情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、国民生活及び国民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

## (1) 実施体制

### (1)-1 基本的対処方針の変更

国が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、公示した場合は、市は、国内発生早期の対処方針に従って、市における方針を決定し、対策を実施する。(保健福祉局 全局区室)

### (1)-2 政府現地対策本部の設置

国が発生の状況により、必要があると認め、新型インフルエンザ等現地対策本部を設置した場合は、市は、その体制等に関しての情報を収集する。(保健福祉局 関係局区室)

### (1)-3 県内自治体間の連携

市は、岡山県内自治体間において、情報共有に努めるとともに、必要に応じた連携、協力を行う。(関係局区室)

### (1)-4 緊急事態宣言の措置

#### (1)-4-1 市対策本部の設置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態が宣言された場合、速やかに市対策本部<sup>23</sup>を設置する。(保健福祉局 関係局区室)

<sup>23</sup> 特措法第34条、36条

○新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならないとされており、市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどり、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、対策の総合的な推進に関する事務を行い、本部長は、県本部長へ総合調整の要請等を行うものとされる。

岡山市では、特措法第37条で準用する第26条の規定に基づき、平成25年3月25日に「岡山市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定している。

### ※ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合の措置

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行い、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。あわせて、政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する<sup>24</sup>。（内閣官房、厚生労働省、全省庁）

新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである<sup>25</sup>。

---

<sup>24</sup> 特措法第32条

- 新型インフルエンザ等が世界の何れかの場所で発生した場合、海外の症例やWHOの判断も踏まえ、まず感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生の公表が厚生労働大臣により行われる。その後、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合に、緊急事態宣言を行うか否かの判断が政府によりなされる。
- 緊急事態宣言の要件である特措法第32条第1項の「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件」の考え方としては、重症症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）が通常のインフルエンザと比較し、相当多くみられる場合とし【政令事項】、その運用に当たって海外及び国内の臨床例等の知見を集積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価することが適当であるとされる。
- 緊急事態宣言の要件である特措法第32条第1項の新型インフルエンザ等の「全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件」の考え方としては、報告された患者等が誰から感染したか不明な場合又は報告された患者等が誰から感染したかは判明しているが、感染の更なる拡大の可能性が否定できないと判断された場合とし【政令事項】、その運用に当たって感染症法第15条に基づく患者等に関する積極的疫学調査の結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価することが適当であるとされる。
- ※ 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

<sup>25</sup> 病原性が低い場合には宣言が行われず、個別の緊急事態措置は講じられないものである。

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

市は、新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国及び岡山県等を通じて必要な情報を収集する。(保健福祉局 市長公室 関係局区室)

### (2)-2 サーベイランス

- ① 市は、保健所設置市として、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。(保健福祉局 岡山っ子育成局 教育委員会)
- ② 市は、保健所設置市として、国内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、市民に対して、発生状況を迅速に情報提供し、岡山県及び関係機関と連携し、必要な対策を実施する。(保健福祉局)

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

- ① 市は、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。  
国が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、国内発生早期の基本的対処方針を変更し、公示した場合は、国内発生早期に入ったこと及びその対処方針の内容を周知広報する。(関係局区室)
- ② 市は、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・

保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(保健福祉局 関係局区室)

- ③ 市は、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、国及び岡山県からの次の情報提供に反映させるため、岡山県へ報告を行う。  
(保健福祉局)

### (3)-2 情報共有

市は、国及び岡山県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針を迅速に伝達するとともに、対策の現場の状況把握を行う。(保健福祉局 関係局区室)

### (3)-3 コールセンター等の体制充実・強化

市は、国から配布される状況の変化に応じたQ & Aの改定版を活用し、コールセンター等の体制を充実・強化する。(保健福祉局)

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 市内でのまん延防止対策

- ① 市は、保健所設置市として、国及び岡山県と連携しつつ、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）を行う。これらは任意の協力を求める基本的な感染対策及び感染症法に基づく措置として行う。(保健福祉局)

なお、患者及び濃厚接触者の自宅待機期間の目安について、厚生労働省が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて示すものとされている。

- ② 市は、保健所設置市として、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業

所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(保健福祉局 総務局 関係局区室)

- ・ 関係団体等を経由し又は直接、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(産業観光局 関係局区室)
- ・ 関係団体等を経由し又は直接、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(都市整備局 関係局区室)

③ 市は、保健所設置市として、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。学校、保育施設等においては、学級閉鎖・学年閉鎖・休校等の学校保健安全法に基づく臨時休業や自宅待機（出席停止）を適切に実施するよう要請する。(保健福祉局 岡山っ子育成局 教育委員会 関係局区室)

#### (4)-2 水際対策

市は、保健所設置市として、引き続き、国において実施される検疫の強化、停留実施の場合の集約化、外国人の入国制限、密入国者対策、在外邦人支援などの水際対策の内容について周知広報する。(保健福祉局 関係局区室)

#### (4)-3 予防接種

##### (4)-3-1 特定接種

市は、海外発生期の対策を継続し、市職員の対象者に対して特定接種を進める。(総務局 保健福祉局)

##### (4)-3-2 住民接種

国が発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定した場合<sup>2626</sup>、接種の順位に係る基本的な考え方、発生情報を踏まえ、接種順位を決定することから、市は、市民に対して周知広報し、接種に関する情報提供を行う。

(保健福祉局 関係局区室)

---

<sup>26</sup> 特定接種が終わらなければ住民接種が開始できないというものではない。

- ① 市は、接種の実施に当たり、国及び岡山県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医師会及び病院協会・診療所協会等の協力を得ながら、医療機関に委託すること等により接種会場及び医療従事者を確保し、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(保健福祉局 関係局区室)
- ② 市は、社会福祉施設等に入所中の者については、当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。(保健福祉局 関係局区室)

#### (4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、市は、上記の(4)-3-2に代えて、①の対策を実施し、また(4)-1～2に加え、必要に応じ、②の対策に関する周知を行い、③の対策を実施する。(保健福祉局 関係局区室)

- ① 市は、政府対策本部長が行う基本的対処方針の変更を踏まえ、住民接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として実施する。(保健福祉局)
- ② 岡山県知事は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

##### (外出自粓等の要請等)

特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられる。

##### (施設の使用制限の要請等)

特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止

し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(施設の使用制限の指示等)

特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ③ 岡山県知事による施設の使用制限の指示・要請に伴い、勤務等の都合により保護者や家族等が乳幼児・児童に、あるいは要介護者に自宅で付き添えない場合、市は、一部保育所・事業所などでの必要性が高い者に対する訪問等や制限の例外措置について、国及び岡山県と連携して対応を図る。（保健福祉局、岡山っ子育成局 教育委員会）

## 施設使用制限の要請等の対象である施設一覧

施設の種類	根拠規定
(1)学校(③に掲げるものを除く。)	
1 幼稚園	学校教育法第1条
2 小学校	学校教育法第1条
3 中学校	学校教育法第1条
4 高等学校	学校教育法第1条
5 中等教育学校	学校教育法第1条
6 特別支援学校	学校教育法第1条
7 高等専門学校	学校教育法第1条
8 専修学校(高等課程に限る。)	学校教育法第124条
9 幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項
(2)保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)	
1 生活介護事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項
2 短期入所事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項
3 重度障害者等包括支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第9項
4 自立訓練(機能訓練)事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項
5 自立訓練(生活訓練)事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項
6 就労移行支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項
7 就労継続支援(A型)事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項
8 就労継続支援(B型)事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項
9 児童発達支援を行う施設	児童福祉法第6条の2第2項
10 医療型児童発達支援を行う施設	児童福祉法第6条の2第3項
11 放課後等デイサービスを行う施設	児童福祉法第6条の2第4項
12 地域活動支援センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号
13 身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法第31条
14 盲人ホーム	昭和37年2月27日付社発第109号厚生省社会局長通知別紙「盲人ホーム運営要綱」
15 日中一時支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3項、平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害府県福祉部長通知別紙「地域生活支援事業実施要綱」
16 通所介護を行う施設	介護保険法第8条第7項
17 通所リハビリテーションを行う施設	介護保険法第8条第8項
18 短期入所生活介護を行う施設	介護保険法第8条第9項
19 短期入所療養介護を行う施設	介護保険法第8条第10項
20 特定施設入居者生活介護(短期利用に限る)を行う施設	介護保険法第8条第11項
21 認知症対応型通所介護を行う施設	介護保険法第8条第17項
22 小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法第8条第18項
23 認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る)を行う施設	介護保険法第8条第19項
24 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用に限る)を行う施設	介護保険法第8条第20項
25 混合型サービスを行う施設	介護保険法第8条第22項
26 介護予防通所介護を行う施設	介護保険法第8条の2第7項
27 介護予防通所リハビリテーションを行う施設	介護保険法第8条の2第8項
28 介護予防短期入所生活介護を行う施設	介護保険法第8条の2第9項
29 介護予防短期入所療養介護を行う施設	介護保険法第8条の2第10項
30 介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	介護保険法第8条の2第15項
31 介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法第8条の2第16項
32 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る)を行う施設	介護保険法第8条の2第17項
33 地域支援事業を行う施設	介護保険法第115条の45
34 老人デイサービス事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第3項
35 老人短期入所事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第4項
36 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第5項
37 混合型サービス福祉事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第7項
38 老人デイサービスセンター	老人福祉法第20条の2の2
39 老人短期入所施設	老人福祉法第20条の3
40 授産施設	生活保護法第38条第5項 社会福祉法第2条第2項第7号
41 ホームレス自立支援センター	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第3条
42 放課後児童健全育成事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第2項
43 保育所	児童福祉法第39条
44 児童館	児童福祉法第40条
45 認可外保育所	児童福祉法第59条の2
46 母子健康センター	母子保健法第22条

## (5) 医療

### (5)-1 医療体制の整備

市は、保健所設置市として、岡山県とともに関係機関と協力し、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。また、患者等が増加してきた段階において国からの要請に基づく、岡山県における帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制への移行について周知広報する。(保健福祉局)

### (5)-2 患者への対応等

- ① 市は、保健所設置市として、岡山県とともに、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。(保健福祉局)
- ② 市は、保健所設置市として、岡山県とともに、国と連携し、必要と判断した場合に、岡山県環境保健センターにおいて、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。(保健福祉局)
- ③ 市は、保健所設置市として、岡山県とともに、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。(保健福祉局 保健福祉局)

### (5)-3 医療機関等への情報提供

市は、保健所設置市として、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(保健福祉局)

(5)-4 抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用についての周知協力

市は、保健所設置市として、岡山県とともに国と連携し、国内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。  
(保健福祉局)

(5)-5 医療機関・薬局周辺での警戒活動の要請

市は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要がある場合には、岡山県に対して岡山県警察により警戒活動等を行うよう要請する。(関係局区室)

(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置

① 医療等の確保

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる<sup>27</sup>。(保健福祉局 指定(地方)公共機関)

(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。(関係局区室)

(6)-2 市民・事業者への呼びかけ

<sup>27</sup> 特措法第47条

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(関係局区室)

#### (6)-3 遺体の火葬・安置

海外発生期に同じ

#### (6)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

##### (6)-4-1 事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

その際、当該事業継続のための法令の弾力運用について、国が検討するとすることとされる対応策を必要に応じ、市は、周知する。(関係局区室)

##### (6)-4-2 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。（電気事業者及び水道事業者である指定（地方）公共機関）

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である都道府県、市町村は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（水道局）

##### (6)-4-3 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。（運送、通信及び郵便事業者である指定（地方）公共機関）

#### (6)-4-4 サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、まん延した段階において、国が呼びかけを開始することに合わせて、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に対して呼びかける。（関係局区室）

#### (6)-4-5 緊急物資の運送等の要請

緊急の必要がある場合には、市は、岡山県に対して指定（地方）公共機関による食料品等の輸送又は配送についての特措法上の要請及び指示を要請する。（関係局区室）

#### (6)-4-6 生活関連物資等の価格の安定等

市は、国及び岡山県と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（関係局区室）

#### (6)-4-7 犯罪の予防・取締り

市は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、警察による悪質な事犯に対する取締りが徹底されることを広報啓発する。（関係局区室）

## (6)-4-8 要援護者への生活支援

- ① 特措法第45条第2項に基づく、岡山県知事による保育所の使用制限の要請が実施された場合、市は、企業及び事業所等に対し、保護者の休暇取得に配慮するよう要請する。勤務等の都合により止むを得ず休暇を取得できない保護者の保育所入所児童への対応として、岡山県との調整に基づき、状況によっては、一部の保育所及び児童館等の開所等を検討する。(岡山っ子育成局 関係局区室)
- ② 特措法第45条第2項に基づく、岡山県知事による老人福祉施設及び障害者福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限の要請が実施された場合、市は、施設のサービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行う。また、在宅での生活の継続が困難な要援護者については、岡山県との調整に基づき、状況によっては、一部の短期入所施設等の開所等を検討する。(保健福祉局 関係局区室)

## 国内感染期

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

### (地域未発生期)

岡山県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

### (地域発生早期)

岡山県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

### (地域感染期)

岡山県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。

### 目的 :

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

### 対策の考え方 :

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なるため、都道府県ごとに実施すべき対策の判断を行うとされることから、岡山県の動向について把握する。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、国民生活・国民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

## (1) 実施体制

### (1)-1 基本的対処方針の変更

国が、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、公示した場合は、市は、その対処方針に従って、市における方針を決定し、対策実施する。(保健福祉局 全局区室)

### (1)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

#### (1)-2-1 市対策本部の設置

市は、緊急事態宣言がされている場合には、市対策本部を設置<sup>28</sup>し、総合的な対策を講じる。(保健福祉局 全局区室)

#### (1)-2-2 他の地方公共団体による代行、応援等

市が、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。(関係局区室)

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

市は、発生状況、他自治体の対応について、国及び岡山県等を通じて必要な情報を収集する。(関係局区室)

### (2)-2 サーベイランス

市は、保健所設置市として、全国での患者数が数百人程度に増加した段階では、新型インフルエンザ等患者等の全数把握については、都道府県ごとの対応となることから、岡山県の動向を把握する。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。(保健福祉局 岡山っ子育成局 教育委員会)

<sup>28</sup> 特措法第34条

(岡山県が岡山市を地域未発生期、地域発生早期とした場合における対応)

市は、保健所設置市として、引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握を実施する。

(岡山県が岡山市を地域感染期とした場合における対応)

- ① 市は、保健所設置市として、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。
- ② 市は、保健所設置市として、引き続き、市内の発生状況をリアルタイムで把握し、国及び関係機関と協力し、必要な対策を実施する。

### (3) 情報提供・共有

#### (3)-1 情報提供

- ① 市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。  
(関係局区室)
- ② 市は、引き続き、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。  
(保健福祉局 関係局区室)
- ③ 市は、引き続き、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握するとともに、国及び岡山県からの次の情報提供に反映させるため、岡山県へ報告を行う。(保健福祉局)

#### (3)-2 情報共有

市は、国及び岡山県や関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、対策現場の状況を的確に把握する。(保健福祉局)

### (3)-3 コールセンター等の継続

市は、国から配布される状況の変化に応じたQ & Aの改定版を配布活用し、コールセンター等を継続する。(保健福祉局)

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 市内でのまん延防止対策

- ① 市は、保健所設置市として、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(保健福祉局 関係局区室)
  - ・ 業界団体等を経由し又は直接、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(産業観光局 関係局区室)
  - ・ 業界団体等を経由し又は直接、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(都市整備局 関係局区室)
- ② 市は、保健所設置市として、岡山県とともに関係機関と協力し、病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や学校・保育施設・その他社会福祉施設等、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。(保健福祉局 岡山っ子育成局 関係局区室)
- ③ 市は、保健所設置市として、岡山県とともに国と連携し、地域感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう、医療機関に対し、要請する。また、患者の同居者に対する予防投与については、国がその期待される効果を評価した上で継続の有無を決定することとしている。(保健福祉局)

- ④ 市は、保健所設置市として、地域感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。（保健福祉局）

(4)-2 水際対策

国内発生早期の記載を参照

(4)-3 予防接種

国内発生早期の対策を継続し、国において、ワクチンを確保し、速やかなる供給がなされることから、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。  
(保健福祉局)

(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、市は、上記の(4)-3に代えて、①の対策を実施し、また(4)-1～2に加え、必要に応じ、②及び③の対策に関する周知を行う。  
(保健福祉局 関係局区室)

- ① 市は、国の基本的対処方針等を踏まえ、特措法第46条第3項の規定に基づく予防接種法第6条の規定（臨時の予防接種）による予防接種を実施する。接種の順位について、基本的な考え方を含め、市民に対して周知広報し、接種に関する情報提供を行う。
- ② 岡山県は、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

(外出自粛等の要請等)

特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

(施設の使用制限の要請等)

特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生

活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。岡山県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(施設の使用制限の指示等)

特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。岡山県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ③ 国は、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、特措法第46条に基づく住民接種に関する対象者及び期間を設定することとしている。（厚生労働省、内閣官房、関係省庁）

## (5) 医療

### (5)-1 患者への対応等

市は、保健所設置市として、岡山県や関係機関と協力し、以下の対策を行う。  
(保健福祉局)

(岡山県が岡山市を地域未発生期、地域発生早期とした場合における対応)

- ① 引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等を実施する。
- ② 必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。

(岡山県が岡山市を地域感染期とした場合における対応)

- ① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者を診療できる体制とする。
- ② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付する仕組み等について、国が対応方針を示すことから、周知広報を行う。
- ④ 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

#### (5)-2 医療機関等への情報提供

市は、保健所設置市として、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(保健福祉局)

#### (5)-3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

市は、保健所設置市として、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ、岡山県に対して備蓄分を放出する等の調整を要請する。(保健福祉局)

#### (5)-4 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び岡山県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への必要な支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への必要な対応を行う。(保健福祉局 関係局区室)

#### (5)-5 医療機関・薬局周辺での警戒活動の要請

市は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要がある場合には、岡山県に対して岡山県警察による警戒活動等を行うよう要請する。(関係局区室)

#### (5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置

##### (5)-6-1 医療等の確保

- ① 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる<sup>29</sup>。（保健福祉局指定（地方）公共機関）
- ② 岡山県が県内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生じると認めた場合にあっては、診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置<sup>30</sup>する。この臨時の医療施設が市内に設置される場合、市は、保健所設置市として、岡山県に協力する。（保健福祉局）

### （6）国民生活及び国民経済の安定の確保

#### (6)-1 事業者の対応

市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。(関係局区室)

#### (6)-2 市民・事業者への呼びかけ

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(関係局区室)

#### (6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

##### (6)-3-1 業務の継続等

<sup>29</sup> 特措法第47条

<sup>30</sup> 特措法第48条第1項及び第2項

指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。市は、その際、国が行う当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。（関係局区室）

(6)-3-2 電気及びガス並びに水の安定供給

国内発生早期の記載を参照

(6)-3-3 運送・通信・郵便の確保

国内発生早期の記載を参照

(6)-3-4 サービス水準に係る国民への呼びかけ

国内発生早期の記載を参照

(6)-3-5 緊急物資の運送等

国内発生早期の記載を参照

(6)-3-6 物資の売渡しの要請等

- ① 岡山県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。（岡山県）
- ② 岡山県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。（岡山県）

(6)-3-7 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 国及び岡山県と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（関係局区室）

- ② 国が、米穀、小麦等の供給不足が生じ、又は、生じるおそれがあるときは、備蓄している物資の活用を検討することから、市は、適切な措置を講ずる。  
(関係局区室)

#### (6)-3-8 要援護者への生活支援

- ① 特措法第45条第2項に基づく、岡山県知事による保育所の使用制限の要請が実施された場合、市は、企業及び事業所等に対し、保護者の休暇取得に配慮するよう要請する。勤務等の都合により止むを得ず休暇を取得できない保護者の保育所入所児童への対応として、岡山県との調整に基づき、状況によっては、一部の保育所及び児童館等を開所する。(岡山っ子育成局 関係局区室)
- ② 市は、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

特措法第45条第2項に基づく、岡山県知事による社会福祉施設等の使用制限の要請が実施された場合、市は、在宅での生活の継続が困難な要援護者については、岡山県や関係団体等との調整に基づき、状況によっては、一部の施設等を開所する。(保健福祉局 関係局区室)

#### (6)-3-9 犯罪の予防・取締り

国内発生早期の記載を参照。

#### (6)-3-10 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、可能な限り火葬炉を稼働させるため、速やかに職員体制の整備や物資の配備に努める。(関係局区室)
- ② 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保に努める。(関係局区室)
- ③ 市は、国が定める新型インフルエンザ等緊急事態における埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難で、緊急の必要がある場合、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例に従い、手続きを進める。(関係局区室)

- ④ 岡山県が遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。(岡山県)

(6)-3-11 患者の権利利益の保全等

国が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定することから、市は、この内容を把握し、適切に対応する。(関係局区室)

(6)-3-12 緊急事態に関する融資

市は、政府関係金融機関等が新型インフルエンザ等緊急事態において講ずる、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、利率の低減、特別な融資、融資条件の緩和等を伴う資金の貸付け及び手形の割引、既存貸付者に対する救済措置その他の措置について、国と連携し、市民に対する周知に努める。(関係局区室)

小康期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</li> <li>・大流行はいったん終息している状況。</li> </ul>
<p>目的 :</p> <p>1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p>対策の考え方 :</p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>

### (1) 実施体制

#### (1)-1 基本的対処方針の変更

国が、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、公示した場合、市は、国及び岡山県の対処方針に従って、市における方針を決定し、対策を実施する。(保健福祉局 全局区室)

#### (1)-2 緊急事態解除宣言

国が、緊急事態措置の解除宣言を行った場合<sup>3131</sup>は、市は、周知広報する。(保健福祉局 関係局区室)

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、

<sup>31</sup> 小康期に限らず、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われる。

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

#### (1)-3 対策の評価・見直し

市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、政府や岡山県における行動計画、ガイドライン等の見直しの内容を踏まえて、行動計画の見直しを検討する。(保健福祉局 関係局区室)

#### (1)-4 政府対策本部及び岡山県対策本部の廃止の周知

国が、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を、また、岡山県が県対策本部を廃止した場合には、市は、周知広報を行う。(保健福祉局 関係局区室)

#### (1)-5 市対策本部の廃止

緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。(保健福祉局 関係局区室)

### (2) サーベイランス・情報収集

#### (2)-1 情報収集

市は、発生状況、他自治体の対応について、国及び岡山県等を通じて必要な情報を収集する。(関係局区室)

#### (2)-2 サーベイランス

- ① 市は、保健所設置市として、通常のサーベイランスを継続する。(保健福祉局)
- ② 市は、保健所設置市として、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。(保健福祉局 岡山っ子育成局 教育委員会)

### (3) 情報提供・共有

#### (3)-1 情報提供

- ① 市は、引き続き、市民に対し、利用可能あらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

国が、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針の変更し、小康期に入ったこと及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示することから、市は、周知広報を行う。(保健福祉局 関係局区室)

- ② 市は、市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、他の地方公共団体や関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(関係局区室)

#### (3)-2 情報共有

市は、国及び岡山県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。(保健福祉局 関係局区室)

#### (3)-3 コールセンター等の体制の縮小

市は、状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小する。(保健福祉局)

#### (3)-4 緊急事態解除宣言の廃止の周知

国が、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、緊急事態措置の解除宣言を行った場合には、市は、周知広報を行う。(保健福祉局 関係局区室)

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 水際対策

国及び岡山県が、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容を順次見直すことから、周知広報を行う。(保健福祉局 関係局区室)

### (4)-2 予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。(保健福祉局)

### (4)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

#### ① 予防接種

市は、国及び都道府県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。(保健福祉局)

## (5) 医療

### (5)-1 医療体制

市は、保健所設置市として、岡山県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。(保健福祉局)

### (5)-2 抗インフルエンザウイルス薬

国が、国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成することから、市は、保健所設置市として、岡山県と連携し、医療機関に対し周知する。(保健福祉局)

### (5)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

## (6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

### (6)-1 市民・事業者への呼びかけ

市は、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(関係局区室)

### (6)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

#### (6)-2-1 業務の再開

- ① 市は、市内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。(保健福祉局 市長公室 関係局区室)
- ② 市は、市内の事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。(関係局区室)

#### (6)-2-2 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

国内感染期の記載を参照。

#### (6)-2-3 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

市は、国と連携し、岡山県と協議を行ったうえ、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止する。(保健福祉局 関係局区室)